

## 【2017年度 横浜 DeNA ベイスターズ公認ファンクラブ B☆SpiritNiigata 会員規約】

### 【会員規約】

#### 第1条

この規約は、横浜 DeNA ベイスターズ公認ファンクラブ「B☆SpiritNiigata」（以下「本会」といいます）に関して適用されるものとします。

なお、本会は株式会社新潟放送事業局事業部内に設置された「横浜 DeNA ベイスターズ新潟ファンクラブ事務局」が管理・運営しており、横浜 DeNA ベイスターズ及び公式ファンクラブ「B☆SPIRIT 友の会」は管理・運営に関わっておりません。

### 【本会の目的】

#### 第2条

本会は新潟を拠点に横浜 DeNA ベイスターズを応援する気運を高め、ファンを根付かせることを目的とする。

### 【本規約の内容及びサービスの変更】

#### 第3条

本会は、この規約及び本会のサービス（以下、各種の特典を含み「サービス」といいます。）の内容を、会員の事前の了承を得ることなく、本会の裁量により隨時変更することができ、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

### 【会員への通知方法】

#### 第4条

本会からの通知は、本会のホームページ及びその他本会が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力が生じるものとします。

### 【会員】

#### 第5条

会員になろうとする方は、本規約を承認の上、本会の所定の手続きにより入会を申し込むものとします。

### 【入会の承認及び取消】

#### 第6条

本会は入会申込者に年齢・性別・居住地など入会の為の資格は特に設けない。

ただし募集定員に達した場合はそれ以降の入会を受け付けない。

入会申込者は、本会による承認の後、会員としてサービスを利用できるものとします。また、本会からの承認の意思表示は、会員証の発行をもって行います。ただし、承認後に会員が下記の何れかに該当していることが判明した場合、本会は、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消す

ことが出来るものとし、その場合でも、年会費を返却しません。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者が法人・団体である場合
- (4) 入会申込者による入会申込が複数である場合、又は入会申込者が既に当年度の会員である場合
- (5) 入会申込者がいわゆる暴力団、構成員や関係者であると本会が認める場合
- (6) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為）、またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、またはショバ屋行為をしたことがあると本会が認める場合
- (7) 過去に本会が提供するサービスにおける会員資格を取り消されたことがある場合
- (8) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると本会が判断した場合
- (9) 本会の指定した支払方法により期日までに年会費が払い込まれなかつた場合
- (10) 18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (11) この規約に違反した場合
- (12) その他、会員として不適切であると本会が認める場合

#### 【会員資格の有効期間】

##### 第7条

会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから 2018年1月31日までとします。

#### 【会員資格の自動更新】

##### 第8条

会員が有効期間満了の1ヶ月前までに退会手続きを取らない限り、前条の有効期間を1年間更新し、以後も同様とします。

#### 【年会費等】

##### 第9条

- 1 会員は、本会が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
- 2 会員は、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを利用する場合、本会が別途定める利用料金を支払うものとします。
- 3 会員は、年会費等を本会の定める方法により本会の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
- 4 本会は、理由の如何を問わず年会費等を会員に対して返却いたしません。
- 5 会員証再発行等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担といたします。

## 【退会】

### 第 10 条

- 1 会員は何時でも所定の手続を行うことにより本会を退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。
- 2 会員資格は一身専属のものとし、本会が会員の死亡を知った時点をもって、会員から退会申出があったものとして取扱います。
- 3 本会は、会員が本規約に違反した場合、会員に事前に通知することなく、退会の処分を行うことがあります。
- 4 会員が有効期間の途中で退会した場合でも、年会費を会員に対して返却いたしません。

## 【会員証の発行及び紛失、盗難等】

### 第 11 条

- 1 会員証の発行の際、本会が会員毎に会員番号（以下「会員番号」といいます。）を設定します。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできません。
- 2 会員証は、その表面に会員名が記載されたご本人に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際してご提示がない場合、サービスを受けることができないこととします。
- 3 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに「横浜 DeNA ベイスターズ新潟ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。
- 4 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望される場合、別途定める再発行手数料を当該希望者にご負担いただくことにより、本会は、会員証を再発行いたします。その際、身分証明書等会員を証明する何らかの証明書を提出願います。ただし、この場合会員番号は当該再発行前の会員番号と異なります。
- 5 再発行前の会員証の利用はできません。

## 【譲渡等の禁止】

### 第 12 条

会員は、会員証、会員番号及びこの規約に基づく会員としての地位を第三者に対して貸与、譲渡、売買、名義変更または担保に供する等の行為はできません。

## 【会員個人情報の変更】

### 第 13 条

- 1 会員は、入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更がある場合、電話等により「横浜 DeNA ベイスターズ新潟ファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。
- 2 ご入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、本会は一切の責任を負いません。

- 3 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、本会では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

### 【会員の責任】

#### 第14条

- 1 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、本会に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
- 3 本会は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 4 本会以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合でも、本会はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

### 【禁止事項】

#### 第15条

本会は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある場合
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、入会記念品、当選はがき、プレゼント商品等、会員にのみ取得可能なものを作成・複数枚作成する行為
- (6) 本会又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 本会又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (8) 本会及びサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為  
本会の運営を妨げるような行為
- (9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

### 【会員資格及び本サービスの利用停止等】

#### 第16条

- 1 本会は、下記の何れかに該当する場合、会員資格及び本サービスの利用を停止する場合があります。
  - (1) 電話、FAX、電子メール、送付物等の手段により会員と連絡を取ることができなかった場合
  - (2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると本会が認める場合

## 場合

- (3) 会員資格の取消事由に該当するおそれがあると本会が認める場合
  - (4) この規約に違反した場合
  - (5) その他本会が緊急性が高いと認める場合
- 2 本会が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、本会は一切の責任を負わないものとします。

## 【本会の終了】

### 第 17 条

本会は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、本会の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

## 【免責】

### 第 18 条

本会は、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

## 【会員情報の利用目的等】

### 第 19 条

- 1 本会は、会員の個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。
  - (1) 本サービスの提供のため
  - (2) 本会及び第三者の商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
  - (3) 本会及び第三者の商品等の広告または宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。）のため
  - (4) 料金請求のため
  - (5) 本人確認、認証サービスのため
  - (6) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
  - (7) アンケートの実施のため
  - (8) 懸賞、キャンペーンの実施のため
  - (9) 新サービス、新機能の開発のため
  - (10) システムの維持、不具合対応のため
- 2 本会は、会員に対し、本会又は第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信できるものとします。

## 【個人情報の第三者提供】

### 第 20 条

本会は、以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。

- (1) 会員の同意がある場合
- (2) 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (3) 会員が本会に対し支払うべき料金その他の金員の決済を行うために、回収代行業者その他の決済またはその代行を行う事業者に開示する場合
- (4) 本会が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
- (5) 本会の権利行使に必要な場合
- (6) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合
- (7) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

#### 【準拠法】

#### 第 21 条

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 【専属的合意管轄裁判所】

#### 第 22 条

本会及び会員は、本会と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、新潟地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

この規約についてのお問合せ、又この規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒950-8548 新潟市中央区万代 3 丁目 1-1 メディアシップ 13 階  
株式会社新潟放送事業局事業部内  
「横浜 DeNA ベイスターズ新潟ファンクラブ事務局」  
TEL 025-247-0900 FAX 025-290-7848  
電子メールアドレス b-spiritniigata@bsn-niigata.co.jp

附則 この規約は、2017 年 2 月 1 日から施行します。